

食野 雅由 議長殿

令和 6 年 8 月 1 9 日

視 察 報 告 書

公明党議員団

谷口 美保子

【日時】 令和 6 年 8 月 5 日（月） 午前 11 時 15 分～12 時 15 分

【場所】 神奈川県川崎市 日本理化学工業株式会社

【視察内容】 障がい者雇用について

大山 隆久社長よりお話をお聞きしました。現在、川崎工場と北海道の美唄工場と合わせて従業員 9 3 名で、うち知的障がい者の方は 6 7 名ということでした。創業当時より障がいのある方を地元で採用し、みんな同じ給与体系で雇用し続けている。知的障がいのある方でも作業によって出来ることが同じであり、皆を一人前の工員として育てていると語られました。こちらの会社はチョークを製造している会社であり新製品の開発にも力を入れておられ、今は『kitpas』（キットパス）というガラスにも描いたりできるものに力を入れているとのことでした。新しく福利厚生のための建物も建設し、皆で食事を共にし、皆さんの作品を展示したり自己紹介を貼ったりして相互の理解を深めようとする熱意があらこちらに感じられました。工場内の見学もさせていただき当日は青色のチョークを制作中で工場中

が青空のような感じでした。社長より A 型・B 型作業所というのではなく、たとえ障がいのある方であっても同じように最低賃金を給料としてもらえるようにして欲しいとの国への要望も頂きました。

【感想】何十年も勤めておられる障がいを持たれている従業員の方が一生懸命、仕事に励んでおられました。皆様の仕事への情熱と誇りを感じました。人とのコミュニケーションが上手くいなくても青色のチョークは真っ青に仕上がりきっちりと箱詰めされていきます。このような企業が日本中に広がることを願わずにいられません。貝塚市においても障がいのあるなしに関わらず共に働ける職場を増やしていきたいです。

【日時】令和6年8月5日 午後1時半～午後2時50分

【場所】東京都豊島区 豊島区役所

【視察内容】みゆき豊島区長につたえたいこと

担当課長より説明をきかせて頂きました。

「もっと区民に身近な区役所になるための改革」の第一弾！

子どもが利用しやすい、親しみやすい子どもレター（折り紙封筒式

「職員手作り」）と子どもメール（豊島区ホームページの専用フォー

ム）を活用した「子ども版広聴事業」を令和5年6月16日より開始。

未来の豊島区の主役である小・中学生などの声に応えていくという事業を始めた。

年度終わりには469件の手紙・メールを受けるという実績を残し

ている。その内訳は小学生が70%、中学生が2%、未就学児17%、

その他が11%という結果でした、その内容とは公園関係18%、

学校関係16%、勉強・学習8%、施設・インフラ8%、環境8%

校庭開放2%、その他諸々40%となりました。

具体的には

■ランドセルやタブレットなど学習用具が重いので改善してほしい

■公園・区民広場などの施設を拡大してほしい

■勉強以外のこと（スポーツ・料理・絵画工作など）を教えてくれる
ところが欲しい

■ごみを無くしてほしい（ポイ捨てがいや、ゴミ箱設置してほしい、
ゴミの回収を増やしてほしい）

多岐に渡る要望・質問の中に

◇視覚障がいを持った生徒からの要望（学童に通うための支援要請）
があり実現の運びとなった。

担当課が答えをあらかじめ作り区長がすべてに目を通し子どもたちに
応えていくという経過をたどっている。先に挙げた実現例の他にも
校庭開放の時間等、数々の実現例が見られる。市内の子どもが集まり
そんな色々な箇所はもちろん学校にもレターを置き子どもたちが手
に取りやすい環境としている。「これからも色々な意見、要望、質問
が来ることを区長も楽しみにしている。」とのことでした。

【感想】 新任の区長がまずは子どもの声を聴こうというところから
始められたのは大変、着目すべきところであると考えます。職員の皆
様の創意工夫も加わり大変すばらしい事業であると思います。是非、
本市にも導入したいと考えます。

【日時】 令和 6 年 8 月 5 日 午後 4 時～

【場所】 子ども家庭庁

【視察内容】 「こども誰でも通園制度」の創設について

担当者よりレクチャーを受ける。

検討の方向性として現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」を創設する。

2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施できるよう、所要の法案が今国会で可決・成立したところである。

制度の意義としては

- こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会の創出
- 孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減
- 保育者からこどもの良い所や成長等を伝えられることで、こどもと保護者の関係性にも良い効果をもたらす
- 給付制度とすることで制度の利用のアクセスが向上する

○利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつながる

導入スケジュール

令和6年度…制度の本格実施を見据えた試行的事業

令和7年度…法律上制度化し、実施自治体数を拡充

令和8年度…法律に基づく新たな給付制度

このためには全自治体で実施できるよう、国が定める月一定時間の、利用枠がスムーズに決まるよう、そして一番大切な人材確保が出来、施設確保も出来るように国と各自治体の連携を深めていく。

その他、細部に内容を説明して頂きました。

【感想】まだまだ未知の部分も多く、これから市の担当部署との連携が大切になってくると考えます。本当に必要な保護者・こどもに利用しやすく、わかりやすい制度設計が出来るように多くの人の声を聴きながら進めていきたいと考えます。

以上